

# 秘密保持に関する合意書

株式会社 yakuzen story（以下「甲」という。）及び 齋藤宜子（以下「乙」という。）は、甲乙間において営業機密等の秘密情報について、次のとおり合意する。

（目的）

## 第 1 条

甲及び乙は、甲が乙に委託したコーチングサービスを実施することを目的として、相互に必要なと認められる範囲で、相手方に対し、秘密情報を開示する。

（秘密情報の定義）

## 第 2 条

本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他の方法を問わず、相手方に開示された、開示者の営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に該当しない。

- ① 相手方から開示される以前から自ら正当に保有していたもの
- ② 相手方から開示される以前に公知であったもの
- ③ 相手方から開示された後に、自らの責めによらず公知となったもの
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
- ⑤ 相手方から開示された秘密情報によることなく独自に開発したもの

（目的外使用の禁止）

## 第 3 条

甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報を第 1 条で規定する目的以外に使用してはならない。

（秘密保持義務）

## 第 4 条

甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を秘密として厳重に保管及び管理する義務を負うものとする。

2 甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示又は漏洩しない。ただし、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合はこの限りではない。

3 甲及び乙は、前項ただし書に基づき、秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方に通知するものとする。

4 甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、必要な範囲を超えて秘密情報を複製しない。

5 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲でのみ開示するものとする。なお、この場合、甲及び乙は、当該役員又は従業員に対して本契約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について全責任を負う。

6 甲又は乙は、本件業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は第三者と共同し

てかかる業務の一部又は全部を遂行する場合といえども、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を当該第三者に対し開示又は漏洩しない。

（秘密情報の管理）

第5条

甲及び乙は、秘密情報を管理するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報の漏洩が生じないように必要かつ適切な予防措置を実施しなければならない。

2 甲及び乙は、相手方による自己の秘密情報の安全な保管・管理が図られることを確保するため、必要に応じて、相手方に秘密情報の管理状況の報告を求めることができる。

3 甲及び乙は、前項の報告又は調査の結果、相手方の秘密情報の保管・管理について改善が必要であると判断した場合は、相手方に対し、改善方法について協議するよう求めることができる。

（秘密情報の返還・消去・廃棄等）

第6条

甲及び乙は、相手方の請求があった場合、秘密情報を含む媒体（書面、記憶媒体等）及びその複製品を直ちに相手方に返還し、又は、記憶媒体の一切から消去した上その旨相手方に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項によって返還あるいは消去・廃棄された秘密情報を、方法の如何を問わず、復元ないし再生してはならない。

（損害賠償義務）

第7条

甲又は乙が、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、損害（相手方の弁護士費用を含む。）の賠償をしなければならない。

（有効期間及び効力）

第8条

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、別途甲乙間の合意によりこれを延長することができるものとする。

2 本契約の効力は、本契約が終了した後も5年間存続するものとする。

3 個人情報および要配慮個人情報については個人情報保護法に基づき取り扱う。

（合意管轄）

第9条 本契約に関して訴訟等の必要が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。

（協議事項）

第10条 本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙双方にて信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとする。

以上、秘密保持に関する合意事項について理解の上合意します。

(甲)

株式会社 y a k u z e n s t o r y

兵庫県神戸市中央区中山手通 1 丁目 22-23 藤正ファインクラフト 203

代表取締役 奥村 真理

(乙)

お名前 齋藤宜子

フリガナ サイトウノリコ

メールアドレス rootia.lab@gmail.com

住所 東京都練馬区上石神井

電話番号 09047026967

合意完了日時 : 2023/10/31 18:17:25